

給付奨学金

必 読

ここでは、原則として返還の必要のない奨学金について説明しています。

2023年度

給付奨学生のしおり

給付奨学金の支給が始まってから終了するまでの手続きや、留意事項などを記載しています。



JASSO

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

<https://www.jasso.go.jp/>

目次

給付奨学生のしおりについて	1
はじめに	
1. 給付奨学金制度	4
2. 給付奨学生としての心構え	4
3. 注意事項	5
第一部 支給中の手続き	
図解〈給付奨学生採用から支給終了まで〉	6
1. 給付奨学生証	7
2. 給付奨学金の振込み	9
3. 給付月額の変更等	11
4. 支給中の異動（身分の変動、振込条件の変更）	16
5. 在籍報告	22
6. 給付額通知（年に1度の給付金額等の確認）	24
7. 給付奨学金継続願（年1回）	26
8. 適格認定（学業等）	28
9. 適格認定（家計）	30
10. 家計急変採用者の適格認定（家計）	31
11. 返還が必要となった場合	34
第二部 お知らせ	
1. JASSO 災害支援金	36
2. スカラネット・パーソナル	37
3. アンケートへの協力をお願い	39
第三部 資料	
1. 給付月額一覧表	40
2. 給付奨学金を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額	41
3. 関係規程	42

本冊子の内容は、関係規程の改正等により変更が生じる場合があります。最新の情報は、本機構ホームページ等によりご確認ください。

・日本学生支援機構ホームページ
<https://www.jasso.go.jp/index.html>



・奨学生のしおり
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>



・関係規程
<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/soshiki.html>



給付奨学生のしおりについて

本冊子の中で特に重要な項目をピックアップしました。詳しくは案内しているページをご覧ください。

給付奨学生証 (7 ページ)



← 「あなたは日本学生支援機構の給付奨学生です」という証明書

受け取る書類・提出する書類と時期

実施時期	受け取る書類	提出する書類
奨学生採用時	「給付奨学生証」(7 ページ)	
毎年 2 回 (4 月・10 月) ※採用初年度は 10 月	---	「在籍報告」(22 ページ) ※インターネット入力
毎年 1 回 (12 月～2 月頃)	「給付額通知」(25 ページ) ※インターネットで確認	「給付奨学金継続願」(26 ページ) ※インターネット入力

- ・書類は学校から受け取ります。提出先も学校です。詳しくは、学校の指示に従ってください。
- ・自宅外通学の証明書及び在留資格の証明書は、必要に応じて学校へ提出してください。

スカラネット・パーソナル

(37ページ)

「毎月の給付奨学金の金額は？ 受給する期間は？」あなたの情報を見ることができます！

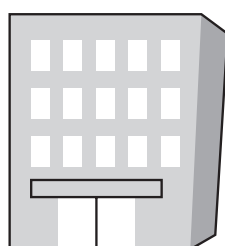
スカラネット・パーソナルでは、あなたの給付奨学金に関する情報（給付奨学金の支給額・支給期間・振込口座等）を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。

「在籍報告」（22ページ）や「給付奨学金継続願」（26ページ）の入力も、スカラネット・パーソナルから行います。

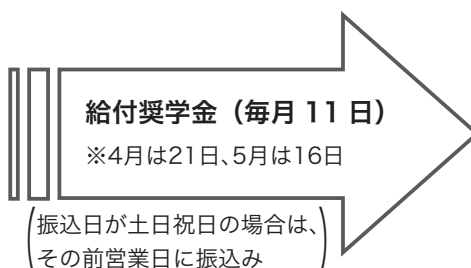
※「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

給付奨学金の受け取り方

(9ページ)



<日本学生支援機構>

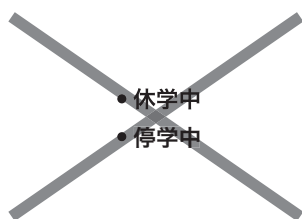


給付奨学生(あなた)の口座

給付奨学金は、あなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

※給付奨学金を受け取れない例

(17ページ4-2、26～28ページ)



受け取れません



受け取れないことがあります
(学校に相談)

受給している間の変更

- 通学形態（自宅からの通学・自宅外からの通学）の変更（11ページ）
- あなたに関する登録情報（氏名・住所・振込口座など）の変更（10ページ、16ページ）
- 給付奨学金が途中で不要になった場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある（あった）場合（17～21ページ）

在籍報告

(毎年4月・10月(採用初年度は10月))(22ページ)

- あなたが大学等に在籍していることや、生計維持者などについて、インターネットを通じて報告(入力)



給付奨学生(あなた)が
在籍状況等を報告

※在籍確認ができない場合は、給付奨学金を停止することがあります。

資産に関する確認

(毎年4月)

資産に関する申告を求め、基準に該当していない場合は、当年度10月から1年間支給を停止します。

支援区分の見直し

(毎年10月(家計急変採用の場合は3か月ごと))

日本学生支援機構は、あなたが奨学金申込時に提出したマイナンバーを利用して、あなたと生計維持者の収入状況の確認をします。確認の結果、奨学金の支給を停止することや支給額が変わることがあります。

※マイナンバーを提出できない人やマイナンバーで情報を取得できない人については、支援期間中、毎年、収入に関する書類の提出が必要となります。収入に関する書類が提出されない場合は、奨学金の支給を停止することがあります。

奨学金継続の手続き

(毎年12月～2月頃)(26ページ)

「給付奨学金継続願」の届出を、インターネットを通じて入力

→→ 学校による成績などの審査 →→ 次の年度の給付奨学金を受け取れるかが決定。



給付奨学生(あなた)が
「給付奨学金継続願」を入力



学校による成績などの確認
JASSOへの報告

※学業成績が不振などの場合は、次の年度の給付奨学金が受け取れなくなることがあります。
※また、成績不振が著しく、やむを得ない事由がない場合は、支給済みの給付奨学金について返還が必要になることがあります。

はじめに

みなさんは、日本学生支援機構の給付奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の給付奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生に支給されるものです。

みなさんは、その給付奨学金の支給を受ける資格があると認められました。勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。



1. 給付奨学金制度

日本学生支援機構の給付奨学金は、国費を財源として、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、特に優れた人であって経済的理由により極めて修学が困難である人に対して、経済的理由により進学を断念することのないよう、返還義務のない奨学金を支給することにより進学を後押しするものです。

給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。



2. 給付奨学生としての心構え

- (1) 給付奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 学校から奨学金の説明を受け、支給中の手続きなど、学校の指示を守ってください。
- (3) 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。



3. 注意事項

■提出期限を守る

学校が期限を定めて書類の提出や入力等の手続きを求めることがあります。

期限までに提出や入力をしないと、給付奨学金の支給が停止され、支給月数が減じられることがありますので、学校からの連絡には必ず対応するようにしてください。

なお、提出された書類は返却しません。必要に応じて提出書類等の本人控又は写しを保管しておいてください。

■在籍状況を報告する

給付奨学金の受給にあたり、給付奨学生は、大学等に在籍していることを、定期的に本機構に報告する必要があります（在籍報告、22ページ参照）。

報告はインターネットを通じて行い、在籍状況と併せて、生計維持者等についても報告してもらいます。しっかりと内容を確認のうえ、正確に報告してください。

定められた期限までに報告がなく、大学等に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の支給が停止され、支給月数が減じられることがありますので、忘れずに手続きを行ってください。なお、休学等により支給が停止されている場合も報告が必要です。

■学業に励む

給付奨学金の支給開始後も、給付奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります（適格認定、28ページ参照）。

そのため、定期的に学業成績等について給付奨学生としてふさわしいかを審査し、給付奨学金支給の可否等を決定します。

学業成績が不振等の場合は、給付奨学金の支給を廃止（打ち切り）又は一定期間停止とするほか、支給済みの給付奨学金の返還を求めることがあります。

■給付奨学金と第一種奨学金（貸与）を併せて利用するとき

給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。これを併給調整といい、調整後の貸与月額は「給付奨学金を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額」（41ページ）で確認してください。

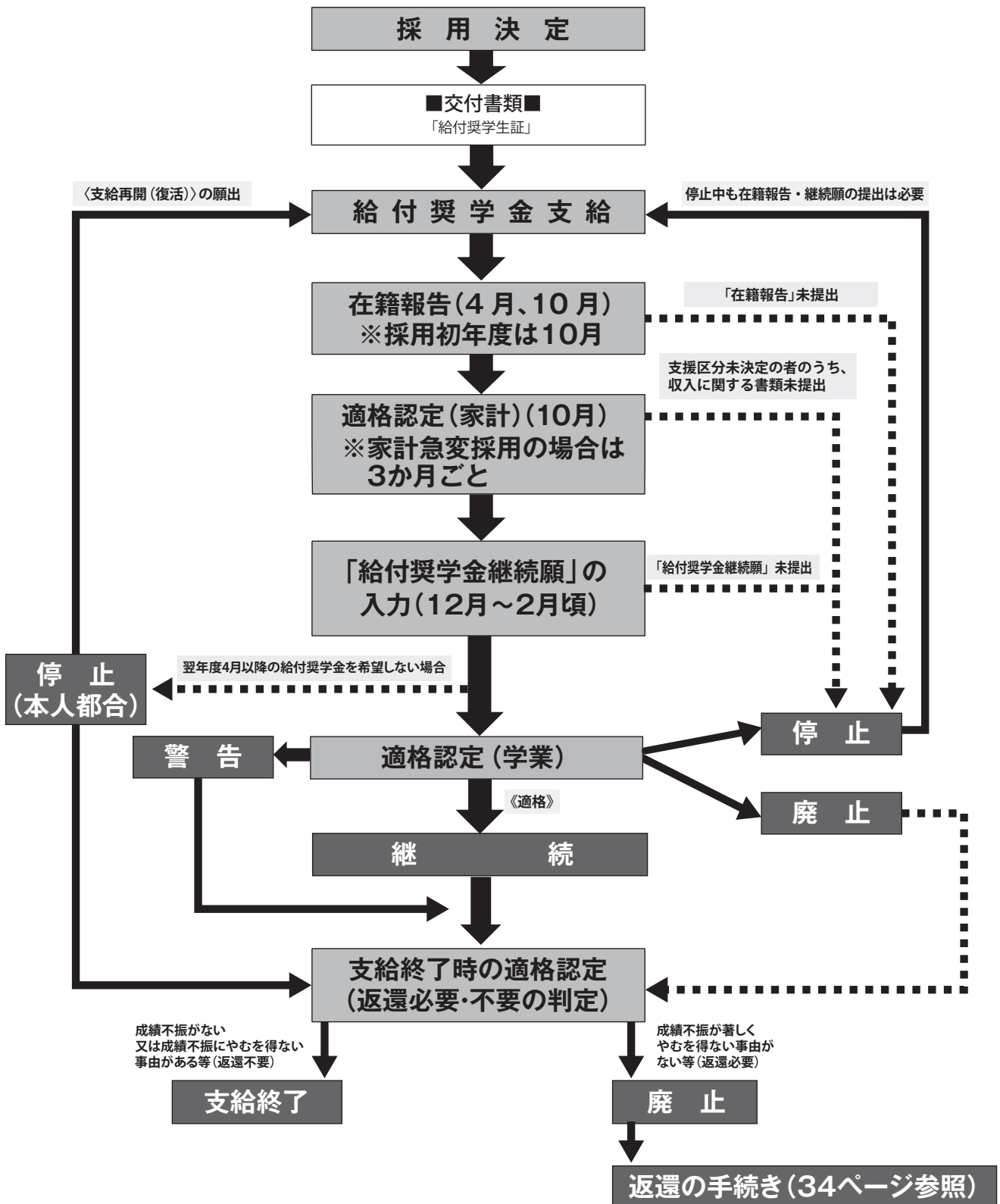
なお、併給調整された第一種奨学金の貸与月額が、本来希望していた金額より少ないという理由等で、給付奨学金を辞退することはできません。



第一種奨学金の貸与を受けていて、後から給付奨学金が採用になった場合、第一種奨学金の返金が必要になる場合があります。

第一部 支給中の手続き

図解 < 給付奨学生採用から支給終了まで >





1. 給付奨学生証

- 「給付奨学生証」は、あなたが本機構の給付奨学生であることを証明するものです。
- 奨学金申込み時（⑤給付月額除く）の内容が印字されています。
- 印字内容に誤りがある場合は、学校へ申し出てください。なお、再発行はされません。
※給付月額については、8ページ「⑤給付月額」及び40ページの「給付月額一覧表」を確認してください。
- 貸与奨学金（第一種奨学金と第二種奨学金）の奨学生証は、給付奨学生証とは別に交付されます。

例) 給付奨学生証（私立・第Ⅰ区分）

JASSO	
給付奨学生証 (給付奨学生採用決定通知)	
学 校 名	日本学生支援 大学
① 奨 学 生 番 号	5XX-XX-XXXXXX
学 籍 番 号	J12345
② 給付 太郎	様
あなたは独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学生に採用されたことを証 します 社会との繋がりを意識し、社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで 下さい	
令和 XX 年 4 月 1 日	独立行政法人 日本学生支援機構理事長 吉岡 知哉 (印影印刷)
③ 給 付 の 始 期	20XX年 4 月分
④ 給 付 の 終 期 (予定)	20XX年 3 月分
⑤ 給 付 月 額	38,300 円 (自宅通学)
⑥ 支 援 区 分	第Ⅰ区分
⑦ 振込先金融機関名	機構信用金庫
⑧	(注1) 「給付月額」及び「支援区分」は給付の始期から終期までの間で、定期的には事由発生ごとに見直されます。 (注2) 「自宅外通学」として申請した場合でも、提出書類等により「自宅外通学」であることを機構で確認できるまでは、自宅通学者の支給月額となります。 自宅外通学であることを確認後、差額分をまとめて支給します。

(奨学金に関する決定(処分)に関する審査請求(処分)の取扱いについて)
1. 本紙に記載の奨学金(処分)に関する決定(処分)に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の目的の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
2. この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、独立行政法人日本学生支援機構(代表取締役)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の目的の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して60日以内に、裁判所に対して当該裁決を経た後の処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決の目的の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

※見本は給付奨学生のおしり作成時点のもので、ご了承ください。

①奨学生番号

奨学生番号は、給付奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。給付奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

②氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。

(旧字体の使用字体例) 吉→吉、祐→祐

③給付の始期

給付の始期とは、給付奨学金の支給開始年月（何年何月分から支給を受けるのか）のことです。

④給付の終期（予定）

給付の終期とは、給付奨学金の支給終了予定年月（何年何月分まで支給を受ける予定なのか）のことです。支給の途中で退学等があれば、給付の終期は早まります。

⑤給付月額

あなたが採用時に支給される給付奨学金の支援区分に基づく給付月額と通学形態が印字されています。

- ※ 1 申込時に自宅外通学を選択した場合でも、自宅外月額の支給を受けるために必要となる書類審査（11ページ参照）が終了していない場合は、自宅通学の給付月額で振込みが開始されます。
- ※ 2 通信教育課程の奨学生の場合は年額が印字されています。
- ※ 3 他の国費による給付金を受給している場合は「0円（他国費受給）」と印字されています。
- ※ 4 自宅外通学での月額となった場合や支援区分の見直しによる月額の変更での、奨学生証の再発行はいたしません。あなたの奨学金に関する情報については、スカラネット・パーソナルより確認してください。

⑥支援区分

あなたと生計維持者の収入等に基づき判定された支援区分が印字されています。

⑦振込先金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。
振込口座の変更手続きは10ページを参照してください。

⑧特記事項

該当者に限り、通信教育課程における支給額の振込みについても印字されています。

奨学生番号のしくみ

奨学生番号は、11桁の番号で構成されています。（例：5 23-04-999999）

	①種別	②採用年度	③学種	④通し番号
給付奨学金	5	23	04	○○○○○○
第一種奨学金	6	23	04	○○○○○○
第二種奨学金	8	23	08	○○○○○○

①種別（1桁）

5	給付奨学金
6	第一種奨学金 （無利子）
8	第二種奨学金 （有利子）

②採用年度（西暦下2桁）

例 2023年→23

③学種（2桁）

01	高等専門学校
02	短期大学
04	大学学部
06	大学院
08	専修学校専門課程
09	通信課程

④通し番号（6桁）



2. 給付奨学金の振込み

- 給付奨学金は、あなた名義の口座に原則、毎月11日に振り込まれます。ただし、4月は21日、5月は16日に振り込まれます。
- 通信教育課程の人は、年に1回（入学月の振込日）振り込まれます。
- 振込日が、金融機関の休業日（土曜、日曜、祝日）にあたる場合は、その前営業日に振り込まれます。
- 給付奨学金と貸与奨学金の振込日は同じです。
- 自宅外通学を選択して採用となった場合も、自宅外通学が承認されるまでは自宅通学の給付月額で振込が開始されます。

○奨学金振込予定表

4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月11日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振込み。

※毎月の振込日は本機構ホームページより確認できます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/furikomi_bi.html



給付終了となる年度の3月分は、2月分と合わせて2月に振り込まれます。

2-1. 給付奨学金の振込み

本機構や金融機関からの通知はありません。毎月の振込みが確実に行われているか、通帳に記帳して必ず確認してください。

もし不明な点が生じたときは、すぐに学校に問い合わせてください。



- 採用時の初回振込み等で、複数月分がまとめて振り込まれることがあります。
- 自宅外通学を選択して採用となった場合も、自宅外月額の支給を受けるために必要となる書類審査（11ページ参照）が終了していない場合は、自宅通学の給付月額で振込みが開始され、本機構で書類審査終了後に自宅外通学の給付月額で振込みがなされます。なお、自宅外通学と認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

2-2. 振込口座の変更

(1) 変更方法

学校の担当者から「奨学金振込口座変更届」（所定の様式）を受け取り、必要事項を記入のうえ、学校に提出してください。

※金融機関の都合（金融機関や支店の合併・廃止等）による口座変更の場合は、原則として金融機関からの連絡によって本機構が変更手続きを行います（金融機関によっては、学校を通じて振込口座の確認をする場合があります）。

(2) 取扱い金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合（一部を除く）の本支店で、かつあなた（奨学生本人）名義の普通預金口座又は通常貯金口座に限ります。なお、奨学金の振込口座として利用できない金融機関、口座がありますので注意してください。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、PayPay銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座



3. 給付月額の変更等

- 給付月額は、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により異なります。その状況に変更があった場合は、速やかに学校に申し出る必要があります。休学等により支給が停止されている場合も報告が必要です。
- 給付月額は「給付月額一覧表」（40ページ）を参照してください。
- 毎年10月に適格認定（家計）による支援区分の見直し（30ページ）を行い、その後1年間（10月～翌年9月）の支援区分が決定します（家計急変採用の場合は3か月ごとに支援区分を見直します）。支援区分の変更がある場合は給付月額が変更されます。

3-1. 通学形態（自宅通学・自宅外通学）の変更

通学形態（自宅通学・自宅外通学）の変更があった場合は、給付月額を変更する手続きが必要です。学校に申し出て、通学形態に係る所定の様式を速やかに提出してください（自宅外通学から自宅通学への変更があった場合は在籍報告（22ページ）においても手続きができます）。

自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、次のア～オのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している必要があります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者は、ア～オの要件にかかわらず自宅外通学を申請することができます。

「通学形態変更届（自宅外通学）」（所定の様式）に自宅外通学であることの証明書類（アパートの「賃貸借契約書」や「入寮証明書」のコピー等）を添付し学校に提出してください。
※「通学形態変更届（自宅外通学）」（所定の様式）は学校から受け取ってください。

- ア. 実家（生計維持者いずれもの住所。以下同じ）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下（目安）
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

あなたから提出された所定の様式や証明書類に基づいて、自宅外通学の給付月額の支給が可能か審査が行われ、審査完了後に自宅外通学と認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。なお、自宅外通学であることの証明書類が速やかに提出されない場合は、証明書類等が届け出された月から自宅外通学の給付月額に変更されます。証明書類の提出期限は必ず学校に確認してください。



ポイント

自宅外通学の証明書類の提出が遅れたり、提出期限までに提出できない場合は、証明書類が届出された月から自宅外通学の給付月額での支給となります。速やかに書類をととのえ、学校に提出してください。

3-2. 他の国費による給付金との重複

あなた(奨学生本人)が他の国費による給付金(※)を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。ハローワークや役所からあなたが受けている給付金がないか必ず確認してください(生計維持者が給付金を受けている場合は、給付奨学金の支給を受けることができます)。

また、他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は届出が必要ですので、学校に申し出てください。他の国費の受給終了後、3か月を過ぎて届け出た場合は、届出された月からの再開となります。

なお、他の国費による給付金を受けている場合も、給付奨学生としての資格は有するため、「在籍報告」(22 ページ)及び「給付奨学金継続願」(26 ページ)の入力が必要です。

※「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金(訓練手当)」を指します。

3-3. 他の団体等の奨学金との重複受給

本機構の給付奨学金は、原則として他の団体等(地方公共団体や奨学金事業実施団体等)の奨学金との重複受給を禁止していませんが、他の団体等では本機構の奨学金との重複受給を認めていない場合があります(重複受給の可否については他の団体に確認してください)。そのような場合には、あなたがどちらの奨学金を受けるか判断してください。必要に応じ、給付奨学金の支給を止めることができますので、止める(本人都合による停止(17ページ))場合は、学校に申し出てください。



ポイント

- 給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用している場合、給付奨学金が本人都合による停止中でも第一種奨学金の貸与月額は調整され続けます。
- 本機構が実施する海外留学支援制度を受給する場合は、給付奨学金については、本人都合による停止を届け出る必要があり、両方の支給を受けることはできません。

3-4. 在留資格等の変更(外国籍の場合)

外国籍の場合、奨学金の支給を受け続けるためには、在留資格等の要件(※)を満たしていること、及び在留期間が満了していないことが必要です。いずれかを満たさなくなった場合、奨学金の支給が止まります。

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、「在留カード」のコピー等の証明書類の提出が必要です。「給付奨学金「在留資格証明書類」提出書」(所定の様式)に証明書類を添付し、学校に提出してください。

※法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者(将来日本に永住する意思のある人に限る。)

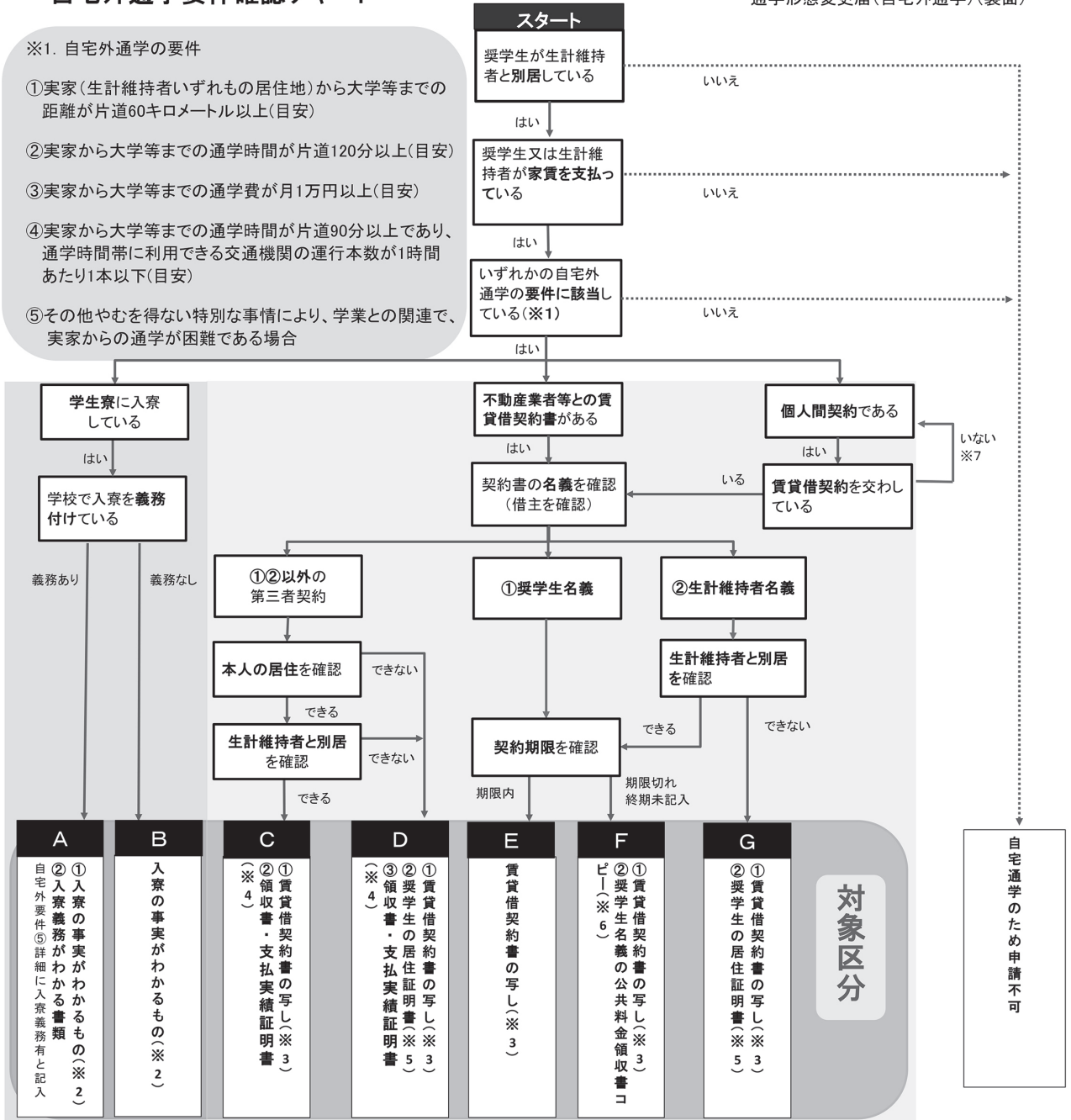


自宅外通学要件確認チャート

通学形態変更届(自宅外通学)(裏面)

※1. 自宅外通学の要件

- ①実家(生計維持者いずれもの居住地)から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



自宅外通学を開始した年月とは、自宅外へ入居かつ自宅外要件を満たした月のことです。

(例) 2023/4/1に親元を離れた住居へ入居したが、家賃は4/1から5/31まで発生せず、6/1から発生する。⇒ 自宅外要件を満たす月は2023/6となる。

※2 入寮の事実の証明	・奨学生氏名及び寮名、住所の記載があり、寮費の発生と入寮日(寮費発生日)がわかるもの(在寮証明書、入館証明書でも可) ・寮費の証明は学校パンフレット等の記載箇所のコピーでも可(入寮許可証等に学校担当部署による追記・学校の印を押印した証明でも可) ・寮費(部屋代)が発生していない期間は自宅通学扱い(水道光熱費、食費、医療費等は寮費(部屋代)とみなさない) ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください(自立援助ホーム等の入所証明としても利用可)「入寮(入所)証明書」
※3 賃貸借契約書	・契約期間を含め、貸主借主、入居者、家賃等契約内容が全て記載された箇所をコピーした賃貸借契約書(個人間契約の場合は※7参照) ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書の提出でも可
※4 領収書・支払実績証明書	奨学生又は生計維持者宛に、不動産業者又は家主が発行した領収書で、自宅外通学を開始した年月のもの 【記載項目】宛名・家賃を領収した旨・金額・何月分の家賃の領収書なのか(自宅外通学開始月分)・家主の署名と押印・発行日
※5 居住証明書	・不動産業者(管理会社含む)又は家主発行のもの、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するものに限る ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピー(入居者欄に生計維持者の記載のないものに限る)に代えることが可能 ※住民票、免許証や在留カードを居住証明として取り扱うことはできません(改氏名等の証明としてコピーの提出は可)
※6 契約期間外の証明	契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要(自動更新欄のみの提示は不可) ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー(契約期間が更新された以降の月のもの) ・家賃の領収書(※4)(不動産業者・家主発行、奨学生宛) ・奨学生の居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(※3)
※7 個人間の賃貸借契約	親戚の持家に住んでいる等、賃貸借契約書が発行されない場合に自宅外の証明となるもの 本人又は生計維持者契約の場合は上表チャートのE又はFに準ずる。第三者契約の場合は区分C又はDに準ずる。 ・奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものを提出 【記載項目】家賃を支払っている物件の住所・奨学生氏名・入居日・契約期間・月額家賃・家主の署名・本人の署名・契約日 ・提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする。 ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」

3-5. 家計が急変した場合

定期採用により給付奨学金の支給を受けていても、以下の予期できない事由により家計が急変した場合は、家計急変採用の取扱いへと変更することができます。速やかに学校へ相談してください。

家計急変採用に変更した者は、家計急変採用による給付奨学生と同様に定められた期間、3か月ごとに支援区分が見直されるため、原則として「家計急変現況届」(所定の様式)及び収入に関する証明書類等の提出が必要となります。また、定められた期間経過後は、定期的な募集(進学前の予約採用、在学中の春と秋の募集)による採用者と同じ、年1回の支援区分の見直しとなります。



ポイント

一度家計急変採用の取扱いに変更した後は、変更前の定期的な募集(進学前の予約採用、在学中の春と秋の募集)による採用者の取扱い(年1回の支援区分の見直しの取扱い)に戻ることはできません。

●家計急変の事由

下表の家計急変の事由に該当し、対応する証明書類が提出できる場合は、家計急変採用の取扱いへと変更することができます。

原則として、家計急変の事由発生日から3か月以内に申し込む必要がありますので、希望する場合は速やかに学校に相談し、「給付奨学金案内(家計急変採用)」、「家計急変により支援区分の変更を希望する給付奨学生の皆さんへ」及び「家計急変による支援区分変更願」(所定の様式)を受け取り、申込みの手順を確認してください。

事由	証明書類	事由発生日
A: 生計維持者の一方(又は両方)が 死亡	下記のいずれか ・戸籍謄本(抄本) ・住民票除票(死亡日記載)	生計維持者が死亡した日
B: 生計維持者の一方(又は両方)が 事故又は病気 により、半年以上、就労が困難	下記の すべて ・医師による診断書 ・病気休職中であることの証明書	診断書に記載された就労困難な状況が開始した日
C: 生計維持者の一方(又は両方)が 失職 (非自発的失業の場合に限る。)	・雇用保険受給資格者証(第1面・第3面・第4面) ※上記書類の提出ができない場合は雇用保険被保険者離職票+所定様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出	左記の証明書に記載された離職日
D: 生計維持者が 震災、火災、風水害等に被災 した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A~Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書	罹災証明書に記載された罹災の日
E: 本人が 父母等による暴力等から避難 するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった	・公的機関による保護証明書(「証明書様式」による)	公的機関による保護証明書に記載された保護施設への入所年月日

※新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合であって、上記の家計急変の事由 A～C のいずれにも該当しない場合には、事由 D に類するものとして取り扱います。

提出する証明書類等の詳細は、本機構ホームページを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html



※家計が急変した生計維持者については、上表の証明書類の他に、全ての収入等に関する証明書類の提出も必要です(死亡事由等、家計が急変した生計維持者が存在しない場合を除く)。

4. 支給中の異動（身分の変動、振込条件の変更）

- 異動とは、給付奨学生の身分・情報等に何らかの変動があったことをいいます。
- 異動の主なものには、改氏名・住所変更・休止・退学等があります。事由ごとに所定の手続きがありますので、学校に申し出てください。
- 給付奨学金は、採用後に辞退することはできません。

4. 支給中の異動（身分の変動、振込条件の変更）目次

項番		ページ
4-1	改氏名、住所変更	16
4-2	給付奨学金支給の中断	17
4-3	給付奨学金支給の復活	17
4-4	退学	17
4-5	受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合	18
4-6	転学・編入学する時の手続き	18
4-7	転学部（科）する時の手続き	19
4-8	短期大学・高等専門学校の専攻科へ進学する時の手続き	20
4-9	留学時に奨学金を希望する時の手続き	20

4-1. 改氏名、住所変更

(1) 改氏名（改姓、改名）

氏名変更があった場合は、「改氏名届」（所定の様式）を学校に提出してください。なお、改名した場合は、公的証明書が必要となります。詳細については、学校に確認してください。

併せて、給付奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届出がない場合は、給付奨学金の振込みができなくなります。

(2) 住所変更

インターネットを通じて「在籍報告」（22ページ）を行う時に届け出てください。



4-2. 給付奨学金支給の中断

(1) 休止

休学した場合は、給付奨学金の支給は止まります。これを休止といいます。必ず、「異動願(届)」(所定の様式)を学校に提出してください。また、手続きを行わないまま休学した後にはあなたの口座に振り込まれた給付奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 本人都合による停止

在学中に給付奨学金が不要になった場合や本機構の給付奨学金との併用を制限されている給付金を利用している場合は、学校に申し出てください。「異動願(届)」の提出により、給付奨学金の支給を止めることができます。これを停止といいます。

なお、給付奨学金の資格は失いませんので、例えば停止中に退学する場合は、退学に伴う支給終了手続き(下記4-4参照)が必要になります。また、在籍報告(22ページ)や給付奨学金継続願(26ページ)の手続きも必要です。

海外留学支援制度の受給による停止の際は、留学前に復活の手続きについても学校へ確認してください。

停止からの支給再開を希望する場合は、次に説明する「復活」の手続きをすることにより、給付奨学金の支給が再開されることがあります。

ただし、本人都合により支給を停止していた期間(月数)については、給付奨学金採用時に支給予定だった総期間(月数)から減じられます。



ポイント

- 給付奨学金は、採用後に辞退することはできません。
- 本人都合による停止とした場合でも第一種奨学金貸与月額の制限(併給調整)は解除されません。

4-3. 給付奨学金支給の復活

休止又は本人都合による停止から給付奨学金の支給再開を希望し、「異動願(届)」(所定の様式)の提出があったときは、給付奨学金の支給を再開することがあります。これを復活といいます。

支給再開を希望する場合は、復活の「異動願(届)」を速やかに学校に提出してください。

本人都合による停止からの復活の場合は、届出月の翌月(月の初日はその月)以降で希望する年月から支給開始となります(遡った年月からの支給は出来ません)。

本機構で審査し、復活が可能であれば支給が再開されます。支給の再開時期については、学校に問い合わせてください。

4-4. 退学

(1) 退学

退学する場合は、速やかに学校に申し出て、「異動願(届)」(所定の様式)を提出してください。

「異動願(届)」の提出が遅れて、退学の事実が発生した後も給付奨学金が振り込まれていた場合、その分の給付奨学金については返金が必要になります。

また、退学時に行う学校の適格認定において、学業成績の判定の結果によっては支給済みの給付奨学金の返還を求める場合があります。(28ページ)

(2) 退学後の手続き

退学した場合、給付奨学生としての資格はなくなります。一度退学により給付奨学金の支給が終了すると、再度新たに申し込むことはできませんのでご注意ください（退学後に別の学校に入学する場合（1年間を経過しない間に別の学校に編入学（下記4-6.参照）又は同じ学校に復学する場合を除く）も、給付奨学金に申し込むことはできません）。

4-5. 受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合

(1) 返金の手続きについて

退学等で給付奨学生としての資格がなくなった場合や、通学形態が自宅外通学から自宅通学に変更になった場合などは、速やかに学校に申し出て、手続きをしてください。手続きの遅れ等によりあなたの口座に振り込まれてしまった給付奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の様式）を受け取り、返金すべき金額を学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。



ポイント

インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があることに加え金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。

4-6. 転学・編入学する時の手続き

転学とは、退学せず又は卒業せずに他の学校の相当学年へ移ることをいいます（同じ学校種別の学校間（例えばA大学学部からB大学学部へ）に限ります）。

また、編入学には、次の3つがあります。

- ①卒業（修了）せずに、退学後に引き続き同じ学校種別（大学学部→大学学部、短期大学→短期大学）の他の学校の修業年限の中途へ単位の引継ぎありで転学する場合
- ②短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）の本科を卒業又は修了後に大学の修業年限の中途へ編入学する場合
- ③専修学校（専門課程）以外の大学等で卒業（修了）せずに、退学後に2年制以上の専修学校（専門課程）の2年次以上に入学する場合

なお、上記②、③の場合、あらかじめ給付奨学生番号が付与され、「給付奨学生証」が新たに交付されます。



転学・編入学に際して、給付奨学金の支給継続を希望する場合は、所定の手続きが必要ですので、転学・編入学が決まり次第、速やかにそれぞれの学校に申し出てください。(上記①は今まで在学していた学校、②、③の場合は、編入学先の学校へ申し出てください。なお、通学形態が変更になる場合は、あわせて手続きをしてください。)

支給期間は転学・編入学前の学校で、すでに給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けた期間を含めて、72か月(6年)が上限となります(在籍期間中に「停止」していた期間は支援を受けた期間に含まれます)。

ただし、以下の場合は給付奨学金の継続はできません。

- ・ 転学・編入学前の学校を卒業(又は最終学年を修了)した後に他の学校に転学・編入学した場合(上記②を除く)
- ・ 転学・編入学前の学校に在籍しなくなってから、他の学校に転学・編入学するまでに1年を経過した場合
- ・ 転学・編入学前の学校における学業成績が「廃止」相当(28ページ参照)の場合
- ・ 転学・編入学前の学校において懲戒処分により退学・除籍・無期停学又は3か月以上の停学処分を受けた場合
- ・ 虚偽の申告や不正により給付奨学金の支援を受けた場合



ポイント

「在籍報告」や「給付奨学金継続願」入力の際に、以前の学校が表示される場合がありますが、そのまま入力を進めてください。

4-7. 転学部(科)する時の手続き

在学する学校において、他の学部・学科・学群・課程に移ることや昼夜間部の別を変更することを転学部(科)といいます。

転学部(科)後、所定の様式を速やかに学校に提出することにより、引き続き給付奨学金の支給を受けることができます。なお、通学形態が変更になる場合は、あわせて手続きをしてください。

ただし、以下の場合は給付奨学金の支給は出来ません。

- ・ 今までの学部(科)を卒業後(又は最終学年修了後)に転学部(科)する場合
- ・ 転学部(科)前と同様のカリキュラムを繰り返す場合
- ・ 転学部(科)前に適格認定において「廃止」に該当した場合 等

支給期間は、転学部(科)前に、すでに給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けた期間を含めて、72か月(6年)が上限となります。



ポイント

「在籍報告」や「給付奨学金継続願」入力の際に、以前の学部(科)が表示される場合がありますが、そのまま入力を進めてください。

4-8. 短期大学・高等専門学校の特攻科へ進学する時の手続き

短期大学、高等専門学校 4～5年生の本科で給付奨学金を受けて卒業又は修了後に引き続き、特攻科（※）に進学する場合は、継続して支給を受けることができます。進学した学校に申し出て、給付奨学金継続願（特攻科進学）（所定の様式）等必要な書類を進学後の学校が定める期限までに提出してください。

また、他の短期大学、高等専門学校の特攻科（※）に進学する場合も、継続して支給を受けることができます。

①支給期間

進学した特攻科の修業年限の終期までです。ただし、短期大学、高等専門学校 4～5年生の本科ですでに給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けた期間を含めて、72か月（6年）が上限です。

②「給付奨学生証」の交付

特攻科に進学した場合、あらためて給付奨学生番号が付与され、「給付奨学生証」が新たに交付されます。

ただし、本科を卒業又は修了してから特攻科に進学するまでに1年を経過した場合は、特攻科で支給を受けることができません。

また、本科で以下のいずれかの理由により給付奨学生として認定を取り消された場合も、特攻科で支給を受けることができません。

- ・適格認定において「廃止」に該当した場合
- ・懲戒処分により退学・除籍・無期停学又は3か月以上の停学の処分を受けたこと
- ・虚偽の申告や不正により給付奨学金の支援を受けたこと

※短期大学及び高等専門学校の特攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた特攻科に限られます。

4-9. 留学時に奨学金を希望する時の手続き

(1) 国内で給付奨学金を受けながら、留学を希望する場合の取扱い

留学中の学籍上の身分が「留学」または「在学」の場合は、給付奨学金を継続して受けることができます（留学中の給付奨学金が不要な場合は、本人都合による停止の手続きをしてください）。学籍上の身分が「休学」の場合は、給付奨学金を継続して受けることはできません。「休止」の手続きをしてください。

(2) 国内で給付奨学金を受けながら、海外留学支援制度（協定派遣）の支給を希望する場合の取扱い

海外留学支援制度（協定派遣）は給付奨学金と併給できませんので、留学中に海外留学支援制度（協定派遣）の支給を希望する場合は、給付奨学金の支給を停止する手続きをしてください。なお、海外留学支援制度（協定派遣）の給付を受けている期間は、国内の給付奨学金を受けている期間とみなされるため、「復活」後に停止期間分の給付奨学金の支給を受けることはできません。



(3) 国内で給付奨学金に併せて貸与奨学金を受けながら留学を希望する場合の貸与奨学金の取扱い

上記(1)同様に、貸与奨学金についても留学中の学籍上の身分が「留学」または「在学」の場合は、貸与を受けながら留学することができます。

また、貸与奨学金については、留学中の学籍上の身分が「休学」の場合でも、「留学奨学金継続願」(所定の様式)を提出することで、貸与奨学金を継続して受けることが認められる場合があります。

(4) 国内の大学等に在学し給付奨学金を受けている人が、留学にあたって貸与奨学金を併せて希望する場合の取扱い

国内の大学等に在学し給付奨学金を受けている人が、留学にあたって貸与奨学金を併せて希望する場合には、第二種奨学金(短期留学)の貸与を申し込むことができます。

※第二種奨学金(短期留学)

3か月以上1年以内の短期留学を希望する方が申し込むことができます。

また、留学時の一時金として有利子の「留学時特別増額貸与奨学金」(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか)の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。



ポイント

- 本機構が実施する海外留学支援制度(協定派遣)と国内の給付奨学金との併給はできません。
- 官民協働海外留学支援制度と国内の給付奨学金との併給は可能です。



5. 在籍報告

- 給付奨学金の受給にあたり、給付奨学生は、大学等に在籍していること及び生計維持者等を、毎年4月・10月にインターネットを通じて報告（入力）する必要があります。
- 定められた期限までに報告（入力）がなく、大学等に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の振込みが止まります。
- 本機構ホームページの案内（学校から指示があった場合は学校の指示）に従い、定められた提出期限までに正確に報告（入力）してください。

5-1. 在籍報告

(1) 報告方法

在籍報告はインターネットを通じて本機構へ報告します。37ページ「2. スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがってスカラネット・パーソナルに登録してください。

在籍報告は、スカラネット・パーソナルから「在籍報告」の画面にアクセスし、在籍状況や生計維持者等について報告（入力）します。

(2) 報告対象者

在籍報告月の前月までに採用されている給付奨学生

(3) 実施時期

毎年4月・10月に実施します。（採用初年度は10月）

(4) 報告期間

本機構ホームページ等を確認してください。学校からの指示があった場合はそちらに従ってください。

(5) 報告内容

在籍状況、生計維持者情報、住所情報、国籍情報、通学形態、資産情報 等



- 誤報告（入力）により給付奨学生（あなた）に不利益が生じる場合でも、報告期限後は原則として遡って報告（入力）内容を修正することはできません。報告（入力）内容は正確に報告（入力）してください。
- 休学等で給付奨学金が止まっている場合も報告（入力）する必要があります。
- 転学・編入学や転学部（科）の願出を提出し、給付奨学生としての継続を希望する場合は、以前の学校や学部（科）が表示されていますが、「在籍しています」を選択して在籍報告（入力）を行ってください。
- 報告時期、報告期間は本機構ホームページにも掲載していますので、確認してください。



5-2. 在籍報告後の流れ

報告により在籍を確認できた場合は奨学金の支給が継続されますが、以下の報告があった場合は支給が止まります。

- ・在籍していないまたは休学を選択している場合
- ・遡って通学形態を自宅外通学から自宅通学に変更していると報告した場合で、その後の振込みで調整ができない場合
- ・遡って国費を受給していると報告した場合
- ・外国籍で、在留期間満了日を経過している場合や在留資格を変更している場合
- ・資産額が給付奨学金の家計基準を超える場合（30ページ参照）等

在籍報告よりも前に退学等をしていたことが判明した場合は、遡って給付奨学生としての資格を失うとともに、退学等をした後に振り込まれた給付奨学金を速やかに本機構に返金する必要があります。

自宅外通学から自宅通学へ通学形態の変更があった場合は、在籍報告により給付月額が変更されますが、自宅通学から自宅外通学に変更となった場合は、在籍報告では届け出ることができません。自宅外通学の給付月額を希望する場合は、書類提出により通学形態の変更を届け出てください（11ページ参照）。

外国籍で在留期間の更新手続きを行った場合や在留資格を変更した場合も「在留カード」の写し等の提出が必要です。「給付奨学金「在留資格証明書類」提出書」（所定の様式）に証明書類を添付し、学校に提出してください。

毎年4月の在籍報告において新たな生計維持者の報告をした場合は、当該年度10月の支援区分の見直し（30ページ）に利用するため、その生計維持者のマイナンバーを提出していただきます。マイナンバーの提出書は4月の在籍報告後に本機構から直接、あなた（奨学生本人）あてに送付します。

5-3. 在籍報告を提出期限までに提出（入力）しない場合

定められた期限までにインターネットを通じて報告（入力）がない場合は、給付奨学金の支給が止まります。

追って報告（入力）することで支給が再開しますが、支給が止まっていた期間（月数）については、給付奨学金採用時に支給予定だった総期間（月数）から減じられる場合があります。



6. 給付額通知（年に1度の給付金額等の確認）

- 「給付額通知」は毎年12月～3月頃にインターネットを通じて確認することができます。
- 「給付額通知」には、前年度の「給付額通知」でお知らせした期間の次の振込日（新規に採用された場合は給付開始時期）から直近の振込日までの給付奨学金受給額の明細が記載されています。
- 必ず内容を確認し、内容に不明な点があれば、速やかに学校に申し出てください。

毎年1回、この1年間の受給状況について、「給付額通知」により確認していただきます。「給付額通知」はスカラネット・パーソナルから確認することができます（37ページ参照）。

「給付額通知」をもとに、順調に給付奨学金の支給を受けているか、支給予定総額はいくらか、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しているかを改めて考える機会としてください。

確認後は、「給付奨学金継続願」を学校が定める期限までにインターネットを通じて入力していただくこととなります（26ページ参照）。



給付額通知

(参考)

20XX年 11月 12日

給付額通知

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を下記のとおり給付しています。学業成績が著しく不振である場合等は給付が取りやめになることがあります。また、状況によっては給付された金額の一部または全部に返還義務が生じる場合がありますので、学業に励み、有意義な学生生活を過ごしてください。

氏 名 機構 太郎
 奨学生番号 5 X X 0 4 0 0 0 0 0 1
 学籍(学生証) 0 9 3 4 0 0
 番号
 学 校 名 学生支援大学 薬学部(6年制)

独立行政法人
 日本学生支援機構

記

1. 現在の給付(予定)額 533,600円
 2. 給付の始期～給付の終期(予定) 20XX年 4月～20XX年 3月
 3. 現在の給付月額 66,700円
 4. 給付の始期から終期までの給付額(予定) 4,802,400円
 5. 振 込 明 細 (前回までにお知らせした振込額を除いています。)

振 込 日	振 込 額
20XX年 4月 21日	66,700円
20XX年 5月 16日	66,700円
20XX年 6月 11日	66,700円
20XX年 7月 11日	66,700円
20XX年 8月 11日	66,700円
20XX年 9月 11日	66,700円
20XX年 10月 11日	66,700円
20XX年 11月 11日	66,700円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円

次回振込予定額 20XX年 12月 11日 66,700円

本通知は 20XX年 11月 11日 振込後で作成してあります。

※本ページの「給付額通知」は給付奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。



7. 給付奨学金継続願（年1回）

- 給付奨学生は、翌年度4月以降も給付奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回、本機構に届け出なくてはなりません。この手続きが「給付奨学金継続願」の入力です。
- 学校から報告された適格認定における学業成績の判定結果に基づき、給付奨学金継続の可否等が判断されます。その結果によっては、翌年度の給付奨学金が継続できない場合もあります。（28ページ参照）

7-1. 「給付奨学金継続願」の入力

(1) 「給付奨学金継続願」の入力方法

「給付奨学金継続願」はインターネットを通じて本機構へ届け出ます。

まずは、37ページ「2. スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがってスカラネット・パーソナルに登録してください。

「給付奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから「給付奨学金継続願」の画面にアクセスし、引き続き4月からの給付奨学金の支給を希望するかを選択するとともに、その他の必要事項を入力します。

事前に学校から入力手続きについて注意事項等を記載した書類が配付されますので、受け取ってください。



ポイント

- 通信教育課程に在籍する人、停止中の人でも「給付奨学金継続願」を入力する必要があります。
- 支援対象外の理由で「停止」中（30ページ参照）の人は、次の支援区分見直しで支援対象となった場合に給付奨学金の支給を希望するかどうかを届け出ます。

(2) 「給付奨学金継続願」の入力期間

入力期間は学校が定めていますので、学校の指示に従ってください。



ポイント

詳細な入力方法は、学校を通じてお知らせします。



7-2. 給付奨学金の継続を希望しない場合

スカラネット・パーソナルから「給付奨学金継続願」の画面にアクセスし、「給付奨学金の継続を希望しません」を選択し、学校が定めた期限までに入力すると、4月以降の給付奨学金の支給が止まります。

支給再開を希望する場合は、「復活」の手続き(17ページ参照)をすることにより、給付奨学金の支給が再開される場合もありますが、止まっていた期間については支給月額から減じられることがあります。なお、継続を希望しない方も給付奨学生の認定は終期まで継続しますので、在籍報告や翌年度の給付奨学金継続願の入力は必要です。

7-3. 「給付奨学金継続願」を入力しない場合

学校が定めた期限までにインターネットを通じて「給付奨学金継続願」を入力しない場合は、給付奨学金の支給が止まります。

追って提出することで支給は再開しますが、支給が止まっていた期間(月数)については、給付奨学金採用時に支給予定だった総期間(月数)から減じられる場合があります。

特別な事情により、どうしても学校が定めた期限までに「給付奨学金継続願」を入力できないと予想される場合には、事前に学校に申し出てください。

成績不振等の場合は、給付奨学金の支給が廃止(打ち切り)となり、学修状況によっては支給済みの給付奨学金の返還を求める場合があります。



8. 適格認定（学業等）

- 学校は、給付奨学生として採用された後も、あなたの学修状況や生活状況を定期的に、本機構へ報告します。学校からの報告に基づき、本機構は給付奨学金継続等にかかる必要な措置をとります。この手続きを「適格認定(学業等)」といいます。
- 「適格認定」の結果により、給付奨学金の支給が廃止、もしくは停止となることがあります。また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。
- 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

8-1. 適格認定（学業等）による給付奨学金の継続

(1) 適格認定の実施時期

学業成績による適格認定（以下「適格認定（学業）」という。）は学年末（2年以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に実施されます。

学校から報告された適格認定における学業成績の判定の結果に基づき給付奨学金継続の可否等を判断します。「適格認定（学業）」は、次項(2)の「廃止」「停止」「警告」「継続」の基準に基づいて行われ、学業成績が不振等の場合は、奨学金の支給が廃止（打ち切り）となることがあります。したがって、「給付奨学金継続願」を入力しても、翌年度も必ず継続して支給されるとは限りません。

また、懲戒処分を受けた場合はその都度適格認定が実施され、「廃止」（打ち切り）または「停止」（中断）となります。

(2) 適格認定（学業）の基準

①廃止

以下のいずれかに該当する場合、「廃止」（打ち切り）となります。

- ・修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- ・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合
- ・出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ・連続して「警告」に該当した場合（ただし、②に該当する場合を除く。）

※学業成績が著しく不良で、やむを得ない事由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。

②停止

以下に該当する場合、「停止」（中断）となります。

- ・2回連続して下記③の「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA（平均成績）等が下位4分の1」のみの場合（ただし、3回連続で「警告」となった場合を除く）。

※「停止」後最初の適格認定（学業）において、「警告」又は「廃止」に該当しない場合、学校からの報告を受けて次の学年（2年以下の課程、高専の場合は学年の半期）から、奨学金の支給を再開します。



③警告

以下のいずれかに該当する場合、「警告」となります。給付奨学金の支給は継続します。

- ・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合
- ・G P A（平均成績）等が下位4分の1の場合
- ・出席率8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

ただし、「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害、傷病その他のやむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」とならない場合があります。該当する事由がある場合は、速やかに学校に申し出てください。

※「廃止」「停止」「警告」と認定された場合は、「処置通知」を交付します。

(3) 停学等の懲戒処分を受けた場合

停学等、懲戒処分を受けた場合、次のいずれかの区分に認定され処置されます。

①廃止

懲戒処分による退学、除籍、無期停学又は3か月以上の停学の場合、給付奨学金の支給を取り止め（給付奨学生の資格を失い）、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。

②停止

3か月未満の停学又は訓告処分の場合、給付奨学金の支給を停止します。

停学又は訓告処分終了後、学校からの報告を受けて給付奨学金の支給を再開します。

ただし、懲戒処分により停止された期間(月数)については、採用時に支給予定だった総期間(月数)から減じられます。

※「廃止」「停止」と認定された場合は、「処置通知」を交付します。



ポイント

- 貸与奨学金より厳しい基準により認定されるため、貸与奨学金と併給している場合、貸与奨学金の振込みは継続されても給付奨学金の振込みは打ち切られることがあります。
- 適格認定が適切でなかったことが判明した場合は、認定時に遡って「廃止」、「停止」又は「警告」に処置を変更します。
- 遡って処置が変更された場合は、その遡った期間に振り込まれた給付奨学金を速やかに返金しなければなりません。

8-2. 返還が必要となった場合の通知

廃止の処置としたうえで、支給済みの給付奨学金の返還を求める場合は、本機構から直接、返還すべき金額や返還方法を記載した返還開始の通知と返還誓約書を送付します。



9. 適格認定（家計）

- 毎年、あなた及び生計維持者（父母等）の収入状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間の支援区分を決定します。（家計急変採用の場合は次頁参照）
- 支援区分の変更がある場合は給付月額が変更されます。支援区分に基づく給付月額は「給付月額一覧表」（40ページ）を参照してください。
- 支援区分の変更があり、第一種奨学金を受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額が変更される場合があります。

毎年4月に行う在籍報告（22ページ）（採用初年度は進学届または在学採用申込時）で報告された生計維持者（父母等）及びあなたの収入状況（マイナンバーにより取得した住民税情報等及び申告された資産額）に基づき、当該年度10月の支援区分の見直しを行います。事情によりマイナンバーを提出していない場合やマイナンバーにより、住民税情報等を取得できない場合は、収入に関する書類の提出が必要です。必要な書類が提出されない場合は、給付奨学金（第一種奨学金を併せて利用している場合は第一種奨学金も併せて）の振込みが止まります。

支援区分には第Ⅰ区分・第Ⅱ区分・第Ⅲ区分があり（40ページ）、見直しの結果、支援区分の変更がある場合、10月以降の1年間の給付月額が変更されます。また、第一種奨学金を併せて利用している場合は、第一種奨学金の貸与月額も変更される場合があります。なお、国等の実施する授業料等減免の支援区分は、給付奨学金と同じものになります。見直し後の支援区分は、決定次第スカラネット・パーソナルで確認することが可能です。

なお、いずれの支援区分にも該当しない場合は支援対象外となり、10月以降の給付奨学金の支給が止まります。翌年度の見直しの際に再度いずれかの支援区分に該当した場合は、給付奨学金の振込みが再開（復活）されます。支援対象外となって10月以降の支給が止まる（停止）場合、および支援対象となって振込みが再開（復活）する場合は、「処置通知」を学校を通じて交付します。第一種奨学金を併せて利用している場合は、支援対象外となっている期間は第一種奨学金貸与月額の制限（調整）が解除されます。



- 支援区分の見直しは毎年1回（10月）です（家計急変採用者の場合は次頁参照）。生計維持者や、資産額に変更が発生した都度、見直しを行うものではありません。

※支援区分の見直しについては、本機構にてあなたと生計維持者の住民税情報をマイナンバーにより取得して収入基準を判定しますが、本機構ホームページ掲載の所定のツールに、住民税に関する詳細な情報を入力いただくことにより、ご自身で支援区分を確認することもできます。



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/tsujo/shienkubun.html



10. 家計急変採用者の適格認定（家計）

- 予期できない事由により家計が急変し、給付奨学金の支給が認められた給付奨学生（以下「家計急変採用者」という。）は、3か月ごとに支援区分を見直すため、採用後は定期的に「家計急変現況届」（所定の様式）（収入に関する証明書類等を添付）を学校に提出する必要があります。
- 在籍報告、給付奨学金継続願、適格認定（学業等）等の取扱いは、前記1.～8.に記載のとおりです。

家計急変採用が認められた後は、支援区分見直しのため、原則として3か月ごとに「家計急変現況届」（収入に関する証明書類等（以下「収入証明書類」という。）を添付）の提出が必要です。

「家計急変現況届」（収入証明書類を添付）の提出が遅れると、支援区分の見直しが行えないために支給が遅れたり、その期間の支給が停止される場合がありますので、注意してください。なお、支給を停止された期間（月数）は、給付奨学金採用時に支給予定だった総期間（月数）から減じられます。



ポイント

支援区分の見直しは、3か月ごとに行います。また、提出した収入証明書類が12か月分以上となった後は、1年ごとに支援区分を見直します。

（1）支援区分見直しのスケジュール

本機構ホームページに「給付奨学金（家計急変採用）の支援区分見直しに係るスケジュール」を掲載しています。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/kakeikyuhen.html>

「事由発生年月」（家計急変事由が発生した年月）と「支給開始年月」（家計急変採用としての給付奨学金の支給が開始した年月）を選択すると、あなたの支援区分見直しスケジュールが表示されますので、確認してください。



(2) 家計急変現況届の提出

あなたの支援区分見直しスケジュールに沿って「家計急変現況届」の提出が必要です。家計急変の事由に該当する生計維持者について、収入証明書類を添付し、学校に提出してください。

なお、必要書類の提出期限は、学校に確認してください。

本機構ホームページに「家計急変現況届」の記入例を掲載していますので、確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/kakeikyuhen.html>



※死亡事由で採用された場合等、家計が急変した生計維持者が存在しない場合は、「家計急変現況届」の提出が省略できる場合があります。「家計急変現況届」の提出が必要かどうか不明な場合は、必ず学校に確認してください。



ポイント

- 提出書類に不備があると支援区分の見直しが行えないため、奨学金の支給が遅れたり、停止される場合があります。
- 複数個所からの給与又は営業所得（農業所得を含む）、不動産所得、年金、雑所得、配当所得、譲渡所得等、課税される全ての所得を申告する必要があります。生計維持者に確認して、課税される全ての所得に関する収入証明書類を提出してください。（未申告の所得があることが判明した場合には、支給済みの奨学金を一括返金していただくことがあります。）

(3) 支援区分の判定

提出された収入証明書類とマイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支援区分の見直しを行います。家計急変採用者の支援区分は、以下A及びBで算出した支給額算定基準額の合計により判定します（40ページ）。

A【家計急変の事由に該当する生計維持者】

提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

B【家計急変の事由に該当しない生計維持者と奨学生本人（あなた）】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

また、マイナンバー等により取得する住民税情報の年度は、6月分の収入証明書類を用いて支援区分の見直しを行う回から、新しい年度に変更します。

**ポイント**

提出された収入証明書類を累加して年間所得を推算し、支援区分を判定します。

事由発生年月の翌月からその回の見直しに必要な年月までの収入証明書類の合計額から、ひと月当たりの平均額を算出し、その平均額を12倍します。そして、収入証明書類が12か月分以上になった後は、12か月分を年間所得として用います。

**ポイント**

前記のAとBの合計により支援区分を判定するため、B(家計急変の事由に該当しない生計維持者と奨学生本人(あなた))の支給額算定基準額の合計が51,300円以上になる場合は、支援の対象になりません。該当する支援区分の適用期間については、支給が停止されます。

(4) 支援区分の確認

支援区分が見直された結果は、スカラネット・パーソナルで確認することができます(37ページ)。

(5) 平常化

家計急変事由発生日の翌々年の10月からは、「家計急変現況届」の提出が必要なくなり、マイナンバーにより取得した住民税情報に基づいて適格認定(家計)を行うようになります。これを「平常化」といいます。

例えば、2023年1月～2023年12月に家計急変事由が発生した人は、2025年10月から平常化し、「家計急変現況届」及び収入証明書類等の提出は不要となります。

平常化の時期についても、(1)の「給付奨学金(家計急変採用)の支援区分見直しに係るスケジュール」で確認できます。

**ポイント**

平常化すると、A(家計急変の事由に該当する生計維持者)もB(家計急変の事由に該当しない生計維持者と奨学生本人(あなた))もマイナンバーによって取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出し、支援区分を判定します。

11. 返還が必要となった場合

- 支給を打ち切れ支給済みの給付奨学金について返還が必要となった場合には、給付奨学生本人に本機構から直接、返還誓約書と返還すべき金額や返還方法等を記載した返還開始の通知を送付します。
- 返還が必要となった学生は、返還誓約書に自署し、必要事項を記載の上、本機構が定める期限までに提出しなくてはなりません。
- 返還が必要となった場合、返還方法は原則として貸与奨学金の返還方法に準ずるものとし、概要は以下のとおりです。また、返還が困難な場合には救済制度（11-2）の利用も可能です。
- 返還誓約書を提出後、あなた（奨学生本人）の住所や電話番号等が変わった場合は、速やかに本機構に新しい住所等を届け出なくてはなりません。

11-1. 給付奨学金の返還方法

返還が必要となった給付奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替（引落し）により行います。

振替用口座の加入手続きの方法は返還方法等の通知と併せてお知らせします。返還方法は、次の2つから選択することができます。

ア. 定額返還方式

返還総額により定められた一定の返還金額（月額）で返還する方法

イ. 所得連動返還方式

前年の収入・所得に応じて決まる返還金額（月額）で返還する方法



11-2. 返還が困難になった場合（救済制度）

返還が困難になった場合は以下の救済制度があります。いずれの場合も、必ず本機構に連絡し相談してください。仮に延滞となっても早期に解消することが大切です。決して放置しないで本機構に相談してください。

※減額返還・返還期限猶予にはどちらも願出後に審査があり、承認を受ける必要があります。

(1) 減額返還（定額返還方式を選択した場合のみ）

願出により、月々返還する金額を1/2もしくは1/3に減らすことができます（1年ごとの願出が必要）。減額返還適用期間に応じ返還期間を延長して返還します。返還予定総額は変わりません。

- ・通算15年（通算180か月）まで願出が可能です。
 - ・奨学生本人の災害・傷病・低収入・失業等の事情による経済困難の場合に限ります。
- ※返還を延滞した場合は願出はできません（延滞を解消した後に願出可能です）。

(2) 返還期限猶予

願出により、月々の返還を先送りにすることができます（1年ごとの願出が必要）。先送りにした分、返還完了が遅くなります。返還予定総額は変わりません。

- ・奨学生本人の災害・傷病・低収入・失業等の事情による経済困難の場合に限ります。

(3) 在学猶予（在学中）

国内の大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）のいずれかに正規の学生として在学している場合は、願出により、返還を先送りにすることができます。なお、返還を先送りする場合の適用期間は、通算10年（通算120か月）となります。

(4) 返還免除

死亡、精神もしくは身体の障害のため返還が困難になった場合は、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除される場合があります。

※精神もしくは身体の障害による免除は、症状が固定し（又は回復の見込みがなく）、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合に限ります。

11-3. 返還を延滞した場合

(1) 請求・督促

延滞すると、登録されている本人の連絡先へ、請求・督促を行います。

(2) 法的手続き

長期に渡って延滞が解消されない場合、返還未済額の全部を一括で請求します。これに応じない場合は、裁判所へ支払督促の申立を行う等、法的手続きを行うことがあります。

第二部 お知らせ

1. JASSO災害支援金

自然災害等により、**学生・生徒又はその生計を維持する者**が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生等が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO災害支援金の支給を行っています。

(1) 申請資格 ※次の全てに該当する人

- ・日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専門学校専門課程に在学中の学生等。
- ・自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に、半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた者又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した者。
- ・学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める者。

(2) 支給額 10万円 ※返還不要

(3) 申請方法

在学する学校を通じて本機構に申請します。詳しくは学校にお問い合わせください。

(4) 申請期限

学校から本機構への申請期限は、災害がおきた日の次の月から数えて6か月以内です。

※最新の情報は、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。
<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>



2. スカラネット・パーソナル

(1) スカラネット・パーソナル(以下「スカラPS」といいます)とは

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等、様々な手続きを行うことができる本機構のインターネットシステムです。

なお、「在籍報告」(22ページ)および「給付奨学金継続願」の入力(26ページ参照)も、スカラPSを通じて行いますので、必ず提出期間までに登録を済ませておいてください。

※「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

(2) スカラPSにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①スカラPSのURLを直接入力する。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

②QRを読み込む。



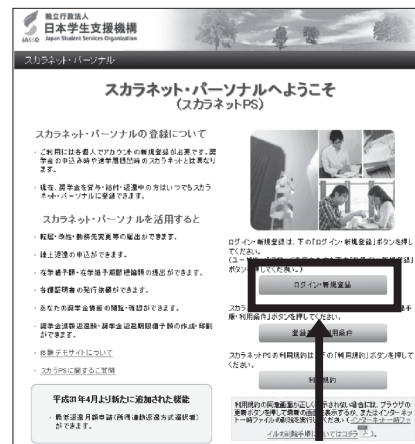
(3) スカラPSの新規登録・ログイン手順

はじめにユーザーID及びパスワードの新規登録が必要です。はじめて利用する人は、以下の手順に従い、新規登録の手続きを行ってください。

※既に他の奨学生番号を保持し、ユーザーID及びパスワードを設定している場合は、再度、新たな奨学生番号での新規登録は不要です。

①「スカラネット・パーソナルへようこそ」(スカラPSトップページ)の画面の「ログイン・新規登録」ボタンをクリックしてください。新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。

②ログイン画面の「新規登録」ボタンをクリックしてください。確認情報入力画面が表示されます。



ログイン・新規登録ボタン



新規登録ボタン

③確認情報入力画面では、本機構があなたを確認するために必要な情報を入力します。利用規約を確認・同意後、奨学生番号、生年月日、氏名(カナ)、振込口座の口座情報等を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。
入力内容に不明な点がある場合は、ページ下のリンク先から「確認情報入力ガイド」を参照してください。

④入力した情報が本機構に登録されている項目内容と一致した場合は、ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録してください。(「ユーザID・パスワードの管理について」には特に注意してください。)
「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。これで登録は完了です。ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワード・奨学生番号を使ってログインしてください。

送信ボタン

送信ボタン

ログイン画面へボタン



- ユーザIDやパスワードを忘れたりすることがないように適切に管理してください。
- 奨学生番号や振込口座は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」から確認することができます。
 予約採用申込者：「進学届提出メニュー」→「提出状況の確認」→「採用内容(予定)」
 在学採用申込者：「メインメニュー」→「選考結果詳細」



スカラPSの活用

あなたの給付奨学金情報を閲覧・確認することができます。

・給付奨学生番号、給付期間、給付月額、給付総額（予定）、振込口座情報 等

※ユーザID・パスワードの登録または変更後、6か月以上経過すると、パスワード変更を求める警告メッセージが表示されます。パスワードは定期的に変更してください。

※複数の奨学生番号を保持しユーザID・パスワードを忘れた場合は、当初登録した奨学生番号にて再設定を行ってください。

※給付された奨学金の情報がスカラPSで閲覧可能になるのは、奨学生として採用された月（初めて振込みがされる月）の振込日の翌日以降からになります。



3. アンケートへの協力をお願い

奨学金の事業を継続的に実施していく上で参考とするため、奨学金の支給中及び卒業後にアンケートの実施を予定しています。ご協力をお願いします。

第三部 資料



1. 給付月額一覧表

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額等に基づく区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分：詳細下記参照）に応じて、学校設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の月額が、原則として毎月支給されます。

(2023年度)

区分	設置者	通学形態	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分	
			月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯
大学	国公立	自宅	29,200円	33,300円	19,500円	22,200円	9,800円	11,100円
		自宅外	66,700円		44,500円		22,300円	
	私立	自宅	38,300円	42,500円	25,600円	28,400円	12,800円	14,200円
		自宅外	75,800円		50,600円		25,300円	
短期大学	国公立	自宅	29,200円	33,300円	19,500円	22,200円	9,800円	11,100円
		自宅外	66,700円		44,500円		22,300円	
	私立	自宅	38,300円	42,500円	25,600円	28,400円	12,800円	14,200円
		自宅外	75,800円		50,600円		25,300円	
高等専門学校	国公立	自宅	17,500円	25,800円	11,700円	17,200円	5,900円	8,600円
		自宅外	34,200円		22,800円		11,400円	
	私立	自宅	26,700円	35,000円	17,800円	23,400円	8,900円	11,700円
		自宅外	43,300円		28,900円		14,500円	
専修学校 専門課程	国公立	自宅	29,200円	33,300円	19,500円	22,200円	9,800円	11,100円
		自宅外	66,700円		44,500円		22,300円	
	私立	自宅	38,300円	42,500円	25,600円	28,400円	12,800円	14,200円
		自宅外	75,800円		50,600円		25,300円	
通信教育課程（大学・短期大学・専修学校専門課程）			51,000円（年額）		34,000円（年額）		17,000円（年額）	

※生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表の生活保護世帯欄の金額となります。

【支援区分について】

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税相当であること ^(※2) 具体的にはあなたと生計維持者の支給額算定基準額 ^(※1) の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額 ^(※1) の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額 ^(※1) の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) 支給額算定基準額★1 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額) ★2 (100円未満切り捨て)

(※2) ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※2)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。家計急変採用の場合は、これに準じた額となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 調整額)に3/4を乗じた額となります。

(※3) 給付奨学金利用（希望）者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。



2. 給付奨学金を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額

第一種奨学金の貸与を受けている人が、給付奨学生に採用された場合の第一種奨学金の月額は、次の表のとおりです。第一種奨学金の貸与を受けている人は、現在の月額から減額又は増額されることがあるので注意してください。

また、毎年4月に行う在籍報告（22ページ）で報告された生計維持者（父母等）及びあなたの収入状況（マイナンバーにより住民税情報等を取得）に基づき、支援区分の見直し（30ページ）を行います。見直しの結果、支援区分の変更がある場合、10月以降の1年間の給付月額が変更されますが、その際に第一種奨学金の貸与も受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も減額又は増額される場合があります。

【調整後の貸与月額（昼間部）】給付奨学金を併せて利用している時の貸与月額

※昼夜課程も含まれます。

（2023年度）

区分	設置者	通学形態	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分	
			月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯
大学	国公立	自宅	0円	0円	0円	0円	20,300円	25,000円
		自宅外	0円		0円		13,800円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	21,700円	20,000円、30,300円
		自宅外	0円		0円		19,200円	
短期大学	国公立	自宅	0円	0円	3,800円	7,100円	24,300円	29,000円
		自宅外	0円		0円		17,800円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	22,900円	28,500円
		自宅外	0円		0円		17,400円	
高等専門学校	国公立	自宅	7,900円	5,600円	20,200円	20,700円	20,000円、32,500円	20,000円、35,800円
		自宅外	0円		15,100円		20,000円、33,000円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	24,600円	28,800円
		自宅外	0円		0円		26,000円	
専修学校 （専門課程）	国公立	自宅	1,900円	3,800円	16,200円	19,500円	20,000円、30,500円	20,000円、35,200円
		自宅外	0円		0円		24,000円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	23,800円	29,400円
		自宅外	0円		0円		18,300円	

【調整後の貸与月額（夜間部）】給付奨学金を併せて利用している時の貸与月額

（2023年度）

区分	設置者	通学形態	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分	
			月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯
大学	国公立	自宅	0円	0円	10,600円	13,900円	27,700円	20,000円、32,400円
		自宅外	0円		0円		21,200円	
	私立	自宅	0円	0円	8,400円	15,600円	20,000円、31,200円	20,000円、39,800円
		自宅外	0円		0円		28,700円	
短期大学	国公立	自宅	0円	1,400円	14,600円	17,900円	29,700円	20,000円、34,400円
		自宅外	0円		0円		23,200円	
	私立	自宅	0円	0円	7,400円	11,600円	20,000円、30,200円	20,000円、35,800円
		自宅外	0円		0円		24,700円	
専修学校 （専門課程）	国公立	自宅	8,800円	10,700円	20,800円	24,100円	20,000円、32,800円	20,000円、37,500円
		自宅外	0円		1,800円		26,300円	
	私立	自宅	0円	0円	5,700円	9,900円	29,300円	20,000円、34,900円
		自宅外	0円		0円		23,800円	

※1 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は上表の生活保護世帯欄の金額となります。

※2 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

※3 第一種奨学金を利用している人が給付奨学金に申し込む際は、貸与月額が調整（減額又は増額）されることを給付奨学金確認書において承諾する必要があります。



3. 関係規程

- 独立行政法人日本学生支援機構法
- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令
- 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令

本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/soshiki.html>



日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/>

JASSO

検索



 **@JASSO_general**

 **YouTube JASSOchannel**